

再委託契約書ひな形 (一括契約)

Ver H28-1.0

平成 28 年 4 月 1 日

国立研究開発法人情報通信研究機構
イノベーション推進部門 委託研究推進室

再委託契約書ひな形

□□□□（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の高度通信・放送研究開発委託研究について、甲及び機構が締結した研究課題「○○○○○○○○○○○○」に係る平成○○年○○月○○日付け「委託契約書」（以下「原契約」という。）に従い、甲が乙に原契約に基づく委託業務の一部を再委託すること（以下、単に「再委託」という。）について、次のとおり合意し、「再委託契約書」（以下「本契約」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 この契約書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明 特許法（昭和34年法律第121号）第2条に規定する発明をいう。
- (2) 考案 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条に規定する考案をいう。
- (3) 意匠 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条に規定する意匠をいう。
- (4) 回路配置 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条に規定する回路配置をいう。
- (5) プログラム 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (6) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。
- (7) 著作権 著作権法第17条第1項に規定する著作権（外国の法令に基づくこれに相当する権利を含む。）をいう。
- (8) 著作者人格権 著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権（外国の法令に基づくこれに相当する権利を含む。）をいう。
- (9) 産業財産権 特許法に基づく特許権、実用新案法に基づく実用新案権、意匠法に基づく意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に基づく育成者権（外国の法令に基づくこれらに相当する各権利を含む。）をいう。
- (10) 産業財産権を受ける権利 特許法に基づく特許を受ける権利、実用新案法に基づく実用新案登録を受ける権利、意匠法に基づく意匠登録を受ける権利及び半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（外国の法令に基づくこれらに相当する各権利を含む。）をいう。
- (11) 知的財産権 産業財産権、産業財産権を受ける権利及び著作権

留意事項

★機構から甲への委託業務の一部を再委託することに関する契約であることを明記ください。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。受託者、再受託者間で必要と判断される場合には再委託契約書に残してください。
以降の再委託契約書ひな形各条文においても、緑字で記載のものは必須ではありませんので、受託者、再受託者が必要と判断される場合には再委託契約書に残してください。

をいう。

(12) ノウハウ 知的財産権の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものをいう。

(13) 発明等 産業財産権及び著作権の対象となる発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、植物体の品種及びその育成並びに著作物の創作をいう。

(委託業務)

第2条 甲は、次に掲げる項目に係る研究開発の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約（この契約書、別紙の実施計画書による契約をいい、この契約の内容に変更があったときは、その変更後の契約をいう。以下同じ。）の定めるところに従い、これを履行することを受託する。

原契約研究開発課題「○○○○・・・・・・・・・・の研究開発」の内、課題○-○ 「○○○○・・・・・・・・」

(契約金額等)

第3条 甲は、次に掲げる金額（以下「契約金額」という。）の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払う。

なお、委託業務実施期間中、本委託業務に対し機構が行う評価等により、研究計画の見直しや経費の増額又は減額を行うことがある。

契約金額 金○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額含む）

ただし、各事業年度（4月1日から翌年3月31日までの間の1年間をいう。）において甲が乙に支払う委託業務の実施に要する経費の限度額は、次のとおりとする。

平成○○年度 金○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額含む）

平成○○年度 金○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額含む）

(委託期間)

第4条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

平成○○年○月○日から平成○○年3月31日まで

(実施計画書)

第5条 委託期間全体を通じた委託業務の目標、内容及び実施に要する経費の内訳等は、実施計画書に定めるとおりとする。ただし、実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に定めるとおりとする。

(委託業務の実施)

★原契約で定める委託業務の内、再委託する研究開発課題を約定ください。尚、再委託できるのは、原契約で定める委託業務の一部となります。

★受託者が再受託者に支払う経費の限度額を年度毎の内訳がわかるように約定ください。

★原契約で定める実施期間内となるよう約定ください。

★再受託者も受託者と同等の実施計画書を作成するよう約定ください。

第6条 乙は、委託業務を実施計画書に定めるところに従い、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、委託業務をさらに第三者に委託してはならない。

(権利義務の承継)

第8条 乙は、第三者に対して、本契約により生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、機構が別に定める様式による権利義務承継承認申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(委託業務の管理)

第9条 甲及び機構は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 委託業務の進捗状況、実施方法等について、期限を定めて調査し、報告させること。
- (2) 甲の社員又は機構の職員を委託業務の実施場所へ派遣し、委託業務の実施に立ち合わせること。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。

3 前2項の規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後5年間は、なおその効力を有するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第10条 乙は、委託業務の実施に要する経費を直接的な経費と間接的な経費に分けて、実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、実施計画書に記載された事業年度毎の経費の内訳について、次に掲げるIからIVまでの項目の相互において流

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★再委託業務をさらに委託すること(再々委託)を禁止するよう約定ください。

★再受託者の権利義務の承継にあたっては事前の承認が必要となるよう約定ください。

★委託業務の管理のために必要な事項について再受託者も受託者と同等の義務(実施状況の報告、実施場所への立会いの了承、委託業務の実施に必要な指示の受諾)を負うように約定ください。またこの期間が終了後5年間であることを約定ください。

1項2号の「甲の社員」とある部分は、大学等においては適切な語句に修正ください。

★直接的な経費と間接的な経費に分けて、実施計画書に記載された経費の内訳

用することができる。

直接的な経費

- I 物品費
- II 人件費・謝金
- III 旅費
- IV その他

間接的な経費

- V 一般管理費

(帳簿等の整理)

第11条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に要する経費を、機構が別に定める原価報告書作成要領に定める経費項目に従って、前項の帳簿に記載し、かつ、その支出内容を証明し、又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

3 前項の帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の保管期間は、作成した時から、終了事業年度の終了日の翌日から起算して5年間経過した日までとする。ただし、第21条に規定する取得資産に係る見積書、完成図書（建築工事、土木工事、電気工事及び機器の配置図を含む。）に関しては、当該財産の処分が完了する日までとする。

4 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保管期間内に帳簿等を消失した場合であって甲が提示を求めたときは、これに代わる書類を提示し、当該書類に記載された支出内容について、正当な根拠を示して委託業務の実施に要する経費である旨を甲に証明しなければならない。

(評価等の実施)

第12条 機構は、研究開発の実施方法・研究開発計画の妥当性、研究開発成果・目標の達成状況等について、委託期間中に中間評価を行うことができる。

2 甲は、前項の評価結果に基づき、委託期間内においても、甲の判断により、本契約の解除又は変更等を行うことができる。

3 機構は、委託期間終了後に、同期間内に実施した委託業務の内容、実用化等の計画・状況等について、終了評価、成果展開等状況調査及び追跡評価を行うことができる。ただし、機構が必要であると認めるときは終了評価を終了事業年度に行うことができるものとする。

4 第1項及び第3項の評価等の結果は、機構が公表することができる。

に従って支出するよう約定ください。

★帳簿等の整理に関し、再受託者も受託者と同等の義務（専用帳簿の準備、原価報告書作成要領に従った記載、5年間の保管）を負うように約定ください。

★NICTによる中間評価、終了評価、追跡評価の実施に関し再受託者も受託者と同等の義務を負い、中間評価の結果に基づき契約解除、契約変更が可能となるように約定ください。

(契約変更)

第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議の上本契約の内容を変更することができるものとする。

- (1) 委託期間の中途において、契約金額（年度別契約金額を除く。）、委託期間又は実施計画書に定める委託業務の目標の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

2 前項の規定にかかわらず、国の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は、乙に通知後、本契約の内容を変更することができるものとする。

3 第1項の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、乙は機構が別に定める様式による委託契約変更申請書2通（正1通、副1通）を変更後の実施計画書と併せて速やかに甲に提出し、甲と変更契約を締結する。

4 乙は、第1項の各号のいずれにも該当しない場合において、実施計画書の内容について変更する必要があるときは、機構が別に定める実施計画変更申請書2通（正1通、副1通）を変更後の実施計画書と併せて、各事業年度（終了事業年度にあつては、当初の委託期間）の終了日の2か月前までに（ただし、甲からの指示があつたときはこの限りでない。）甲に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。ただし、乙の申し出により委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合において、機構が別に定める様式による実施計画変更届出1通（正1通）に従い、乙により実施計画書の変更の届出がなされたときは、この限りではない。

5 前項の規定による承認又は届出があつたときは、当該承認又は届出の日に変更契約が締結されたものとみなす。

(概算払)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費の一部を乙に支払うこと（以下「概算払」という。）ができる。

2 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、支払請求書に甲の指示する書類を添付するものとする。

(実績報告書等の提出)

第15条 乙は、委託業務が完了したときは完了の日（第12条及び第36条から第38条までの規定により本契約が解除されたときは、その解除された日）の翌日から起算して甲の指示する日数以内に、機構が別に定める様式による委託業務実績報告書（以下「実績報告書」と

★契約変更に関する本条文を再委託契約に盛り込むかどうかは任意です。再委託の業務における実施計画書の変更手続き等についてはより簡便な手続きとしていただいても結構です。

★本条文を再委託契約書に盛り込むかどうかは任意です。

★経理処理に関する各種書類は、受託者を通じてNICTに提出いただきます。した

いう。) 1通 (正1通) 及びこれを電子ファイル化したものを甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、事業年度の終了日の翌日から起算して甲の指示する日数以内に、機構が別に定める様式により、当該事業年度に実施した委託業務に関する中間実績報告書1通 (正1通) 及びこれを電子ファイル化したものを甲に提出しなければならない。

(検査及び報告の徴収)

第16条 甲及び機構は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容が本契約に適合するものであるか否かについて速やかに検査を行うものとする。

- 2 甲及び機構は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

- (1) 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査

- (2) その他甲又は機構が必要と認めた検査

- 3 甲及び機構は、前2項の検査を行うにあたって、次の各号に掲げる事項について調査し、必要に応じ乙に対して参考とする報告及び資料の提出を求めることができる。

- (1) 委託業務の内容と支出した経費との整合性

- (2) 実施計画書と実績報告書の内容の整合性

- (3) 機械装置等の建設状況又は製作状況等及びこれらの利用又は操作状況

- (4) 帳簿等の内容

- (5) その他甲又は機構が委託業務に関して必要と認める事項

- 4 甲及び機構は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所において行うことができる。

- 5 甲及び機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

- 6 乙は、前項の通知を受けたときは、甲及び機構が指定する検査確認書、月別費目発生額明細表、帳簿等の内容その他甲及び機構があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲及び機構の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

- 7 機構は、必要があると認めるときは、機構の主務官庁である総務省の職員を立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

- 8 甲及び機構が検査できる期間は、検査対象になった時から終了事業

がって、これに先立ち、実績報告書が再受託者から受託者に提出されるよう約定ください。

★再受託者の検査を受託者とNICTが一緒に行なえるように約定ください。検査する事項は甲又はNICTの少なくともどちらかが必要と認める事項であるよう約定ください。また検査できる期間について事業終了年度の終了日の翌日から5年間であることを約定ください。

年度の終了日の翌日から起算して5年間経過した日までとする。

(甲が支払うべき額の確定)

第17条 甲は、前条第1項の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認めるときは、委託業務の実施に要した経費の額（実施計画書に定める年度別の経費に限る。）と、契約金額のいずれか低い額を甲が支払う金額として確定し、乙に通知する。

（以下確定した甲が支払う金額を「確定額」という。）

2 前項の額の確定は、原価報告書作成要領による。

3 第11条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要する経費である旨を甲に証明できない経費並びに前条の規定による検査及び報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費は、乙が委託業務の実施に要した経費に含まれない。

(確定額の請求及び支払)

第18条 乙は、前条第1項の通知を受けた場合、甲が別に定める様式による請求書及び請求内訳書1通（正1通）を提出し確定額を請求するものとする。ただし、既に第14条に規定する概算払を受けているときは、確定額から当該概算払の額を控除した額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。ただし、約定期間が、機構から甲への委託業務に係わる機構から甲への入金日より前の場合は、機構から甲への入金後、甲は速やかに請求書に記載された金額を乙に支払うものとする。また、かかる場合、約定期間は、機構から甲への入金後10日をいうものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めるときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第19条 甲が、約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金

★「委託業務の実施に要した経費」の額と「契約金額」のいずれか低い方を受託者が再受託者に支払うべき額として確定し、再受託者に通知することを約定ください。また委託業務の実施に要する経費であることを証明できない経費は「委託業務の実施に要した経費」に含まれないことを約定ください。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★本条文は再委託契

額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払
手続をとった日までの日数に応じ、契約締結時において適用されてい
る政府契約の支払遅延に対する遅延利息の年率を乗じて算出した金
額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に
支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によ
るときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入し
ない。

- 2 前項の定めにより計算した金額が100円未満であるときは、遅延
利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるとき
は、その端数を切り捨てるものとする。

(過払金等の返還)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求によ
り、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分
(以下「過払金」という。)を甲に返還しなければならない。

- (1) 概算払の額が、第17条第1項に規定する確定額を超えるとき。
- (2) 概算払の額が、第39条第1項に規定する甲の負担すべき額を超
えるとき。
- (3) 概算払の額が、第39条第2項に規定する甲の支払い義務の全部
又は一部を免除した後の甲が負担すべき額を超えるとき。
- (4) その他過払金のあるとき。

- 2 第16条第1項又は第2項の規定による検査の結果において、既に
支払いを受けた委託業務の実施に要した経費のうち過払部分(以下
「確定後過払金」という。)が明らかになった場合には、乙は、甲の
請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。なお、
甲は、第11条第4項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業
務の実施に要する経費である旨を甲に証明できない経費並びに第1
6条の規定による検査及び報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不
可能又は著しく困難な経費を、確定後過払い金として請求することが
できる。

- 3 乙は、前各項の過払金又は確定後過払金を甲の指定する期日までに
返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する
日までの日数に応じ、契約締結時において適用されている政府契約の
支払遅延に対する遅延利息の年率を乗じて計算した延滞金を付して
返還しなければならない。

(取得資産の管理)

第21条 乙が委託業務を実施するために購入又は製造した資産の所
有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって機構に帰属するも
のとし、同時に機構は、機構に帰属した資産(以下「取得資産」とい

約書に入れるかどう
かは任意です。

★本条文は再委託契
約書に入れるかどう
かは任意です。

★委託業務で購入し
た資産については
NICT に帰属するこ

う。)を乙が使用することを認めるものとする。

- 2 乙は、取得資産を善良な管理者の注意をもって、乙が当該取得資産の検収又は竣工の検査をした日から機構の指示に基づき、機構又は機構が指定する相手先に引き渡す日まで管理する。
- 3 乙は、取得資産について他の財産と区別するために、機構が支給する表示票を貼付して管理しなければならない。
- 4 乙は、取得資産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、機構の承認を得た場合には、この限りではない。
- 5 取得資産の管理に要する乙の経費のうち、委託業務の実施に要した経費と機構が認めた費用以外の費用及び委託期間終了後又は本契約が解除された日以降の費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、取得資産について、機構が別に定める様式による取得資産管理台帳を作成し、その写しを別途、機構が指定する日までに甲を通じて機構に提出しなければならない。
- 7 乙は、機構の取得資産に係る公租公課の支払手続及び損害に対する保険の付保に必要な手続に関し、機構に協力するものとする。
- 8 第2項から第5項までの規定及び第7項の規定は、乙が委託業務の実施のため、その実施場所に設置して使用する資産であつて機構が所有し、又は機構が第三者から借用しているものの管理について準用する。
- 9 乙は、本条に規定する取得資産に対し、抵当権、質権、譲渡担保権その他の担保物権を設定してはならない。

(取得資産等の弁償)

第22条 乙は、取得資産又は甲から貸与された資産を滅失又は毀損した場合は、当該取得資産又は甲から貸与された資産について、補修、部品の取替、製造等を行うことにより、機構又は甲に弁償するものとする。ただし、機構又は甲から特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(瑕疵の修正)

第23条 甲は、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、本契約に関する報告の内容が甲の承認した実施計画書と著しく異なると認めるときは、当該報告の内容のうち瑕疵のある部分について、乙の負担による修正を乙に対して請求することができる。

2 前項の請求は、各事業年度の成果報告書の提出日の翌日から1年以内に行わなければならない。ただし、隠れた瑕疵について請求できる期間は、その瑕疵を知り得た時から起算して1年とする。

と、表示票を貼付して管理すること、取得資産管理台帳を作成して指定の期日までにNICTに提出することを約定ください。

★再受託者も、取得資産を滅失又は毀損した場合は、弁償の義務を負うことを約定ください。

★再受託者からの報告が、実施計画書と著しく異なる場合は、報告後1年以内であれば瑕疵部分について再受託者の負担による修正を請求できることを約定ください。

(成果報告書)

第24条 乙は、次の各号に掲げる成果に関する文書（機構が別に定める様式によるもので、電子ファイル化したものとする。）を、各事業年度の終了日（ただし、終了事業年度においては、委託業務の完了した日）の翌日から甲の指示する日数以内に甲に提出しなければならない。

(1) 研究開発成果概要書

(2) 開発成果報告書（以下「成果報告書」という。）

2 成果報告書には、乙が委託業務を実施することにより得られた成果の詳細並びに成果の公表に係る情報、発明等及びその他の技術情報を漏れなく記載するものとする。

3 甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料の提出を乙に求めることができるものとする。

(成果の発表又は公開)

第25条 乙は、委託業務の結果得られた成果を適切に発表又は公開することとする。ただし、未出願又は未公開の産業財産権等、未公開論文及びノウハウに係るものについてはこの限りでない。

2 乙が委託業務の成果を発表又は公開するときは、特段の理由がある場合を除き、その内容が機構の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。

3 乙は、第1項の発表又は公開したことを、機構が別に定める様式による外部発表一覧表にて、6ヶ月以内ごと（ただし、甲からの指示があったときはこの限りではない。）に甲を通じて機構に報告しなければならない。

4 前3項の適用期間は、委託期間の開始日から、終了事業年度の終了日の翌日から起算して5年間経過した日までとする。ただし、甲乙協議によりこの期間を延長又は短縮することができるものとする。

(内部規則の整備)

第26条 乙は、乙の役員又は臨時雇用者を含む従業員（以下これらを一括して「役職員」という。）が委託業務を実施した結果得た成果に係る産業財産権を受け継ぐ権利及び著作権を役職員から乙に帰属させる旨の契約を、本契約の締結後速やかにその役職員と締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めなければならない。ただし、乙が産業財産権を受け継ぐ権利及び著作権を役職員等から乙に帰属させる旨の

★再委託に係わる成果は、委託業務の一部としてまとめて受託者を通じてNICTに報告いただきますので、これに先立ち再委託に係わる成果が再受託者から受託者に報告されるよう約定ください。

★再委託業務により得られた成果は適切に発表又は公開すること、再委託業務の成果を発表する場合はNICTの委託業務の結果得られた成果であることを明示すること、受託者からNICTへの外部発表一覧表の提出に先立ち、外部発表一覧表が再受託者から受託者に提出されることを約定ください。またこれらの適用期間が5年間であることを約定ください。

★再委託業務により得られた成果に係る産業財産権を受け継ぐ権利及び著作権を役職員から再受託者に帰属させる旨の内

契約を乙の役職員等と既に締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第27条 乙は、機構が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、委託業務が完了し若しくは中止され又は本契約が解除された後においても、当該委託業務の完了日若しくは中止日又は本契約の解除日の翌日から起算して原則として5年間、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

(ノウハウの指定等)

第28条 甲及び機構は、成果報告書に記載すべき委託業務の成果に係るノウハウについて、乙からの申し出に基づき甲、乙及び機構協議のうえ指定し、速やかに乙に通知するものとする。

2 甲、乙及び機構は、次の各号に掲げる場合を除き、前項の規定により甲が指定したノウハウを当該指定の日から5年間秘匿し、自己の役職員に対しても“知る必要のある”者の範囲を超えてアクセスを認めてはならない。ただし、甲、乙及び機構協議の上、秘匿期間を延長又は短縮することができる。

- (1) 国に対し、輸出許可の取得のために守秘義務を付して開示する場合
- (2) 委託業務を実施するため、又は自己の研究開発を行う目的のために、必要な第三者に対し、守秘義務を付して開示する場合
- (3) 甲が機構又は国に対する責務を遂行するために、守秘義務を付して開示する場合

(知的財産権の帰属)

第29条 乙が委託業務を実施した成果として発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は、乙に帰属するものとする。

部規則の制定を約定ください。

★NICT より秘密であることを示して再受託者に開示する情報については5年間守秘義務を負うことを約定ください。

★再受託者がノウハウの指定を必要とする場合は約定ください。またこの条文を規定する場合は、NICT が国に対する責務を遂行するために、守秘義務を付して開示する場合は例外であることを約定ください。

★再受託者の委託業務による知的財産権

2 乙は、前項により乙に帰属するとした知的財産権（以下本条において「本知的財産権」という。）に関し、次の各号について遵守しなければならない。

(1) 委託業務に係る研究開発成果が得られた場合には、遅滞なく、甲にその旨を報告するものとする。

(2) 総務大臣の要請に応じて、機構が甲を通じて公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本知的財産権を利用する権利を機構又は国に許諾しなければならない。

(3) 本知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務大臣の要請に応じて、機構が甲を通じて本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、本知的財産権を利用する権利を第三者に許諾しなければならない。

(4) 本知的財産権の移転、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるものとする。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「本知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。

イ 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に本知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

ロ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者の本知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

ハ 乙が技術研究組合であって、組合員に本知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

3 機構は、乙が前項各号のいずれかに違反した場合であって、違反したことについて正当な理由がないと機構が認める場合、乙から本知的財産権を無償で譲り受けるものとする。

4 乙は、本知的財産権を第三者に移転又は実施許諾する場合は、前2項並びに第30条から第34条まで及び第52条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

5 乙は、本知的財産権を第三者に移転又は専用実施権等を許諾する場合には、合併若しくは分割により移転する場合及び本知的財産の活用に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、機構が別に定める知的財産権移転等承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない

が、再受託者に帰属するよう約定ください。また再受委託者が受託者と同等の義務（知的財産権が得られた場合の報告、総務大臣の要請を受けての利用権の許諾、移転や専用利用権設定の場合の事前承認）を負うこと、またこの義務に違反した場合の対応（NICT への無償譲渡）について約定ください。

い。

6 機構は本知的財産権（著作権を除く。）について、自らの研究の目的で実施することができる。

7 第1項の規定により乙に帰属するとした著作権について、乙は、機構に対し、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、その責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。ただし、乙が機構の指示に従った結果、著作権の侵害の主張があったときは、この限りではない。

（成果の利用行為）

第30条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務によって作成し甲又は機構に提出された著作物（成果報告書、その他これに類するものを除く。）に係る著作権について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲において、機構が利用する権利及び機構が第三者に利用を許諾する権利を、許諾したものとする。

2 乙は、前項に規定する甲、機構及び第三者による著作物の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、乙は、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとらなければならない。

（出願）

第31条 乙は、第29条第1項の発明等について、速やかに産業財産権の出願をしなければならない。

2 乙は、委託業務の完了後に第29条第1項の発明等のあることが判明したときは、速やかに出願しなければならない。

（出願の通知）

第32条 乙は、前条第1項及び第2項の出願を行ったときは、機構が別に定める様式による産業財産権出願通知書1通（正1通）を、出願の日から90日以内（ただし、甲からの指示があったときはこの限りではない。）に甲に提出するものとする。ただし、回路配置利用権の設定の登録は、次条の産業財産権出願後状況通知書によるものとする。

2 乙は、前項に係る国内の産業財産権の出願を行う場合は、記載例を参考にして出願書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨を

★再受託者より提出された著作物の著作権について、NICTが利用する権利及びNICTが第三者に利用を許諾する権利を許諾する義務を負うことを約定ください。

★再受託者が発明等を行なった場合は、速やかに出願をしなければならないこと、またこの義務は再委託の業務が完了後も継続することを約定ください。

★再受託者からの出願の通知が、受託者を通じて指定の期日内に提出されるよう約定ください。また出願を行なう場合には、出願書類に「国等の委託研究の成果

記載しなければならない。

特許出願の記載例（願書面「国等の委託研究の成果に係る記載事項」欄に記入）

「平成〇〇年度、国立研究開発法人情報通信研究機構「高度通信・放送研究開発委託研究／（研究開発課題名）」、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」

3 乙は、前項に定める記載を怠ったことが判明し、かつ、甲又は機構の指導に従わないときは、当該産業財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。

4 乙は、外国に出願を行ったときは、第1項の産業財産権出願通知書1通（正1通）を、出願の日から120日以内（ただし、甲からの指示があったときはこの限りではない。）に甲に提出するものとする。

（出願後の維持管理）

第33条 乙は、出願後の状況に変化があったときは、機構別に定める様式による産業財産権出願後状況通知書1通（正1通）を、甲に提出するものとする。

（知的財産権の実施）

第34条 乙は、委託業務により生じた知的財産権を自ら実施したとき、又は第三者に知的財産権等を実施許諾したときは、機構が別に定める様式による知的財産権等実施届出書1通（正1通）を遅滞なく機構に提出するものとする。ただし、プログラムを除く著作権等については、機構が求めた場合に限り、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を報告するものとする。

（通知の発効）

第35条 甲から乙、又は乙から甲に対する文書の通知は、通知を受信した日から効力を発するものとする。

（甲の解除権）

第36条 甲は、次の各号のいずれかに該当し甲から乙への催告により是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

(3) 本契約に係る委託業務の一部又は全部に関し、乙が他の公的資金

に係わる出願である」旨記載しなければならないことを約定ください。

★出願後の状況に変化があった場合に、再受託者から報告されるよう約定ください。

★再受託者が知的財産権を実施もしくは実施許諾した場合には遅滞なく報告するよう約定ください。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★再受託者の責に帰すべき事由により再委託業務の実施が困難になった場合や、再受託者が公的資金を重複して受けていることが判明したときに甲が契約を解除

を重複して受けていることが判明したとき。

(4) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 乙が、前項第4号に規定する行為を行ったときは、甲及び機構は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

3 乙が本契約締結時において、かつ、将来にわたって、自ら（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、次の各号のいずれかに該当した場合は、乙は期限の利益を喪失し、甲は何らの催告なしに直ちに本契約の全部を解除することができる。この場合、解除通知が乙に到達した日に本契約は終了する。

(1) 役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員若しくはそれに準じる者を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員若しくはそれに準じる者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員若しくはそれに準じる者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員若しくはそれに準じる者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 乙が下請契約又は再委託その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(乙の解除権)

第37条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲又は機構の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その

できることを約定ください。

★再受託者が反社会的勢力に該当した場合は、甲が契約を解除できることを約定してください。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったとき。

(2) 委託業務の実施が不可能又は著しく困難になった正当な理由を乙が示して申請を行い、甲が承認したとき。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第38条 国の予算又は方針の重大な変更、その他本契約締結の際予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約の全部又は一部を解除することができる。

(危険負担等)

第39条 第36条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

2 第37条及び前条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払う。

(不正行為に対する措置)

第40条 乙は、情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）（平成27年4月21日 総務省）、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年4月11日 総務省情報通信国際戦略局技術政策課）、国立研究開発法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（06規程第13号。以下「不正行為対応規程」という。）、国立研究開発法人情報通信研究機構における研究費不正防止計画（平成21年10月30日 国立研究開発法人情報通信研究機構）を踏まえ、委託業務の実施に当たり研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等をはじめとする不正行為の発生の防止のために必要な措置を事前に講じなければならない。

2 甲及び機構は、前項に掲げる乙の不正行為の発生の防止のために必要な措置の状況について、乙に対し報告させるとともに、発生の防止のために特に必要があると認めるときは現地調査を行うことができる。また、甲及び機構は、乙の不正行為の発生の防止のために必要な措置の状況について問題があると認める場合には、乙に対し必要な措置を講じるものとする。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）（平成27年4月21日 総務省）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年4月11日 総務省情報通信国際戦略局技術政策課）」、「国立研究開発法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（06規程第13

(不正行為への対応)

- 第41条 乙は、不正行為が発生した場合は、不正行為対応規程に則り、適切に対応しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施に当たり、不正行為を発見したとき、又は不正行為があると思料するに至ったときは、甲及び機構に速やかに報告するものとする。
- 3 甲及び機構は、乙が委託業務の実施に当たり不正行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を期限を定めて文書で甲及び機構に報告させることができる。
- 4 甲及び機構は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲及び機構が審査のために必要であると認めたときは、乙の研究施設及びその他の事業所に立ち入ることができる。
- 5 甲及び機構は、不正行為の事実が確認できたときは、第16条第2項第2号に規定する検査を行うものとする。
- 6 甲及び機構が、前項の検査の結果、不正行為を認定し、当該不正行為に係る研究資金の確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該確定後過払に係る第14条の概算払いした額又は第17条の確定額を乙が受領した日から確定後過払金の納付日までの日数に応じ、確定後過払金に年5%の利息を付すことができる。
- 7 甲及び機構は、不正行為の事実が確認できたときは、氏名及び不正行為の内容を公表することができるものとする。
- 8 甲及び機構は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

(研究資料等の保存等)

- 第42条 乙は、不正行為対応規程に則り、研究資料等を一定期間適切に保存し、及び管理して、開示の必要性及び相当性が認められる場合

号。以下「不正行為対応規程」という。)、[「国立研究開発法人情報通信研究機構における研究費不正防止計画（平成21年10月30日国立研究開発法人情報通信研究機構）」](#)を踏まえた不正防止の対応について約定ください。

★前条の諸規程の趣旨に則り、再受託者も対応する義務を負うことを約定ください。

★研究資料等の保存等に係る事項を約定

には、甲及び機構の求めに応じ、これを開示しなければならない。

- 2 研究資料の保存期間は、当該研究に係る論文等を発表してから原則として10年間とする。ただし、乙が当該研究資料を保存し、管理するためのスペースの制約その他止むを得ない事情により当該期間の満了の日まで保存し、管理することが困難な場合は合理的な範囲内において、甲及び機構の了解を得てこれを廃棄することができるものとする。
- 3 前項の規定は、試料等の保存期間に準用する。この場合において、規定中「研究資料の保存期間」とあるのは「試料等の保存期間」と、「10年間」とあるのは、「5年間」と、「当該研究資料」とあるのは「当該試料等」と読み替えるものとする。
- 4 研究資料等の保存に費用が発生する場合には、乙の負担とする。

(履行遅延金)

第43条 乙の責に帰すべき事由により実績報告書及び成果報告書をそれぞれの提出期日に遅延して提出したときは、乙は、それぞれの提出期日の翌日から履行の日までの日数に、対象となる事業年度の年度別契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。

(違約金)

第44条 甲が第36条第1項の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として、解除部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 2 甲が第36条第3項の規定により本契約の全部を解除したときは、乙は違約金（違約罰）として、契約金額の百分の十に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第2項の規定にかかわらず甲に損害が生じている場合は、甲が損害賠償請求をすることを妨げない。
- 4 乙が第37条第1号の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、甲は違約金として解除部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を乙に支払わなければならない。
- 5 甲又は乙は、第1項、第2項及び第4項の違約金を相手方の指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5%の率を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

第45条 乙が次号に掲げる場合 of いずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の百分の十に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

してください。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

い。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役職員を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（賠償責任）

第46条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の物的及び人的損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。ただし、乙が甲の指示に従った結果、損害が発生した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第36条第3項の規定に基づく本契約の解除に起因して生じた損害に対して準用する。

（変更契約地）

第47条 甲及び乙が第13条に基づき本契約を変更する契約を締結するときは、〇〇〇で行う。

（裁判管轄）

第48条 本契約に関する訴は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄とする。

（諸手続の委任）

第49条 乙は本契約に規定する届出、報告及び承認申請を、年度別実施計画書に定める実施責任者又はその上長に委任することができる。

2 前項に定めるほか、乙は、本契約に規定する届出、報告を、乙の内部規程等に定められた知的財産部門の長に委任することができる。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。
〇〇〇には適切な都道府県名を入れてください。

★東京地方裁判所を第一審の専属管轄として約定ください。

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

(取得した個人情報の管理)

第50条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲及び機構は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙と協議の上、乙に対し必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(協力事項)

第51条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について甲及び機構に協力するものとする。第1号から第4号までに係る経費は乙の負担とする。第5号及び第6号に係る経費は、機構の負担とする。

- (1) 技術上の成果に関する資料（成果報告書を除く。）の作成
- (2) 機構が主催する委員会等への出席及び資料の作成
- (3) 委託業務に係る国の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- (4) 委託業務の評価等に係る資料の作成、成果展開等状況調査への回答
- (5) 機構が開催又は参加する成果報告会等における報告及びそれに伴う資料の作成
- (6) 委託業務の完了又は本契約の解除時点において第21条第2項に基づき乙が管理している機構の取得資産に係る機構が別途定める様式による保管状況報告書の提出及び機構の当該取得資産の処分

(存続条項)

第52条 甲及び乙は、委託期間が終了した場合又は第12条、第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの第9条第3項、第11条第3項、第16条第8項、第23条第2項、第25条第4項、第27条及び第28条第2項、第42条第2項及び第42条第3項
- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの第8条、第15条、第17条から第22条まで、第24条、第

★個人情報の取り扱いについて適切な対応をとることを約定してください。

★成果資料の作成、NICTが主催する委員会等への出席と資料作成、委託業務に係る国の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応、評価等に係る資料の作成と成果展開等状況調査への回答、NICTが主催する成果報告会での報告と資料作成取得資産に係る保管状況報告書の提出と当該取得資産の処分への協力を約定ください。

★再委託契約での約定が必要な項目の内、本条文に示す各項目は、委託期間終了後も継続して効力を有すべきものですので、左記のとおり約定ください。

29条から第34条まで、第36条第2項、第39条、第40条、第43条から第46条まで、及び第48条

- (3) 委託期間の終了日の翌日から10年間（ただし、甲が必要と認めた場合5年を上限に延長することができる。）効力を有するもの
第12条第3項及び第51条（ただし第6号を除く。）

（その他定めのない事項等の取扱）

第53条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

代表者氏名

印

乙

代表者氏名

印

★本条文は再委託契約書に入れるかどうかは任意です。

★契約締結日は、原則原契約の締結日以降としてください。